

松陰東送

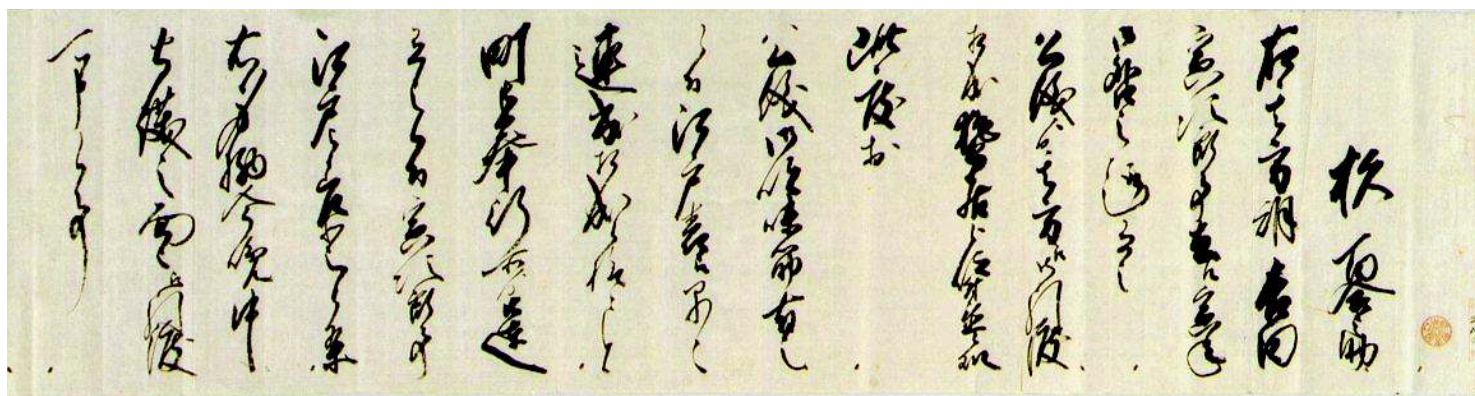
—「囚人」松陰の江戸送り—

幕府が朝廷の許しを得ずに日米修好通商条約に調印したことを知った吉田松陰は、幕府への批判を強めたため、安政の大獄により江戸へ送られ処刑されました。

当館蔵毛利家文庫の中に、松陰が江戸へ送られる際に萩藩側で作成された記録が伝わっています。今回は、主に萩藩側に残された記録から、「囚人」松陰の江戸送りがどのように行われたかを紹介します。

1 松陰の江戸送り決定

安政6年(1859)4月19日、江戸町奉行石谷因幡守から萩藩江戸藩邸に対し呼び出しがかかりました。河野尚人(公議所本締役)が出向いたところ、呼び出しの理由は、吉田寅次郎(松陰)について取り調べる必要があるので、取り逃がさないよう江戸まで連行した上で連絡するように、というものでした。これを受けた萩藩江戸藩邸は同月22日、益田親施(当役)から国元の浦鞠負(当職)宛書状でその旨を知らせています。書状の中で益田親施は「松陰の仲間も様々な所にいるため、万一想定外のことが起こったならば大事件につながるだろう」(寅次郎党類も諸所ニ有之、万一不慮之儀致出来候而ハ御大事ニも可立至)と護送を慎重に行う必要性を述べています。さらにこの書状に先立って江戸の周布政之助等から国元の前田孫右衛門へ送られた書状には「松陰門下生や同志の者達の間には議論が沸騰するであろう」(寅次郎門生其外同志之輩、種々之議論沸騰可仕)から、「萩における事態の沈静化が第一である」(御地人氣鎮静之御処置第一)と伝えています。このように藩側は、松陰を幕府へ引き渡すことが、松陰門下生・同志などを刺激することを恐れていましたが、その後、多少の嘆願などはあったものの、江戸送りの支障になるほどのことはありませんでした。



【史料1】藩府申渡書(松陰江戸拘送の事) [吉田松陰関係資料380]

※藩から松陰の父杉百合之助に対し、松陰の身柄を江戸へ送るため、護送の者(「守護之面々」)へ渡すよう伝えたもの。

展示資料

「藩府申渡書(松陰江戸拘送の事)」吉田松陰関係資料380

「杉百合之助育吉田寅次郎公儀御吟味筋有之

江戸連出一件」毛利家文庫35賞罰59

「吉田寅次郎御吟味有之江戸御呼登一件」

毛利家文庫35賞罰57

〔釈文〕
右其方育吉田 杉百合之助
寅次郎事、去ル寅年
御咎之趣有之
公儀方其方江御引渡
相成蟄居被仰付置候処
此度於
公儀御吟味筋有之
候付江戸表江早々
連出相成候様と
町御奉行所方御達
有之候付、寅次郎事
江戸被差登候条
右身柄今晩中
守護之面々江引渡
可申候事

2 松陰の江戸送りに向けた準備

藩主敬親は江戸におり、また幕府からの指示という性格上、松陰の江戸送りについては、萩藩江戸藩邸の主導により準備が進められました。幕府から呼び出しをうけた際に直接対応した河野尚人(公議所本締役)が責任者に任じられ、江戸から萩へ向かいました。

知らせを受けた国元では、江戸藩邸の指示のもと、早速準備にとりかかりました。松陰を江戸へ送る一行を組織するにあたり、安政元年(1854)に密航の罪に問われた松陰を萩へ送り帰した事例が参考とされましたが、江戸藩邸は国元に対し、今回は番人である中間を5名増やして15人とし、人柄についても詮議するよう指示しています。なお、御徒士目付として梶山文右衛門が、金払方役人として守永作之允がそれぞれ任じられましたが、この兩名も江戸藩邸から「別而巧者」と評価されての登用でした。但し、安政元年時とは異なり季節は真夏で、付添人も多くなるという理由から、国元の意向により医師である尾崎良度が一行に加えられました。

松陰の「乗物」は錠前付きの網掛とされ、松陰には腰縄をつけること、また場合により手鎖をつけるなど、逃亡を防ぐ手立てがなされています。

松陰の身なりは、髪を結うことは認めているものの、ハサミを使うことは禁止され、爪は木賊で摺らせることとされています。

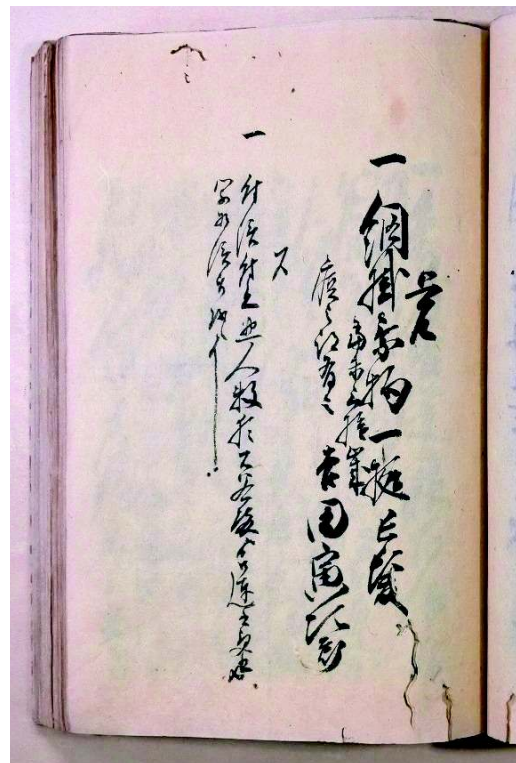
3 江戸までの道のり

5月21日に河野尚人が萩に到着すると、改めて沙汰がなされ、同25日、一行は萩を出発し山陽道を東へ進みました。道中は朝六ツ時(午前6時頃)には出発し、夕六ツ時(午後6時頃)までには宿へ入って夜道は避けること、中間3人が一組になって寝ず

【吉田松陰護送の一行】

職役等	人名
公儀所本役	河野尚人
御医師	尾崎良度
御中間頭	中島九郎兵衛
御徒士目付	梶山文右衛門
金払方役人	守永作之允
直横目	(1人)
下横目	(1人)
(河野)尚人手付	(1人)
公儀所小使	(1人)
(中島)九郎兵衛手付	(5人)
金払方手子	(1人)
金払方手子小使	(1人)
番人御中間之者	(15人、内1人途中離脱)
用達新六尺	(2人)

「吉田寅次郎御吟味有之江戸御呼登一件」他より作成



「杉百合之助育吉田寅次郎公儀御吟味有之江戸連出一件」(35賞罰59)

一網掛乗物一挺長髪
 当未三拾歳
 痘之跡有之 吉田寅次郎
 以上
 一付添付立物人数猶石谷殿より御達書受書共
 写相添差越候事

の番をすることなど細かく指示されています。

一行は播磨国正条(揖保川)で川を渡ることができずに1日足止めされたものの、それ以外は順調に進み、6月11日には京都伏見に到着しています。

今切(新居)・箱根の両関所を通過する際に必要となる手形(御手判)の手配については、江戸送り決定直後から心配されていましたが、寛政7年(1795)に豊浦郡涌浦の庄屋が江戸町奉行の取り調べを受けた際の事例をもとに、京都留守居役福原与三兵衛を通して準備するよう指示され、無事に伏見で一行に渡されています。

一行は6月19日に藤枝に到着しましたが、この時、河野尚人が江戸藩邸に出した書状によると、松陰は直横目に対し内々に何かを申し出ています。河野尚人は、その内容が「至極難題」であり取り扱いに困ったものの、結局直横目を飛脚として江戸藩邸へ遣わし、口頭により松陰の要望を伝えています。

この後、一行は6月23日には藤沢に、同月24日には川崎に宿泊し、翌25日朝六ツ時に江戸桜田屋敷に無事到着しました。

途中、兵庫にて体調不良により中間の内1名が萩へ引き返しましたが、史料をみる限り、道中は大きな問題は起こらなかったようです。

以上のように、藩側に残された史料からは、当時過激な思想をもつ「囚人」松陰を、いかに無事に江戸へ連行するか、藩の役人達が苦心した姿がうかがえます。

参考文献

- 海原 徹『吉田松陰一身はたとひ武蔵の野辺に一』ミネルヴァ書房、2003年
- 山口県教育会編『吉田松陰全集』第9巻、岩波書店、1935年